

老齢基礎年金の 繰り上げ・繰り下げ支給 について

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課国保年金グループ
☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-4134

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば60歳からでも受けることができます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。

減額率は、受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1か月減るごとに0.5%ずつ低くなります。

つまり、繰り上げの請求を行う月によって減額率は異なります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

年金を受ける手続きを裁定請求といい、国民年金の裁定請求の手続きは、市区町村役場の国民年金の窓口（第3号被保険者期間がある場合は年金事務所）で行います。

■老齢基礎年金繰り上げ受給・受取り総額（累計額）

単位：円

（65歳からの年金額を20歳から60歳まで40年間保険料を納めて満額792,100円受けるものとして計算しています。）

受給開始年齢 累計額	60歳 (70%)	61歳 (76%)	62歳 (82%)	63歳 (88%)	64歳 (94%)	65歳 (100%)
60歳時	554,500					
61歳時	1,109,000	602,000				
62歳時	1,663,500	1,204,000	649,500			
63歳時	2,218,000	1,806,000	1,299,000	697,000		
64歳時	2,772,500	2,408,000	1,948,500	1,394,000	744,600	
65歳時	3,327,000	3,010,000	2,598,000	2,091,000	1,489,200	792,100
66歳時	3,881,500	3,612,000	3,247,500	2,788,000	2,233,800	1,584,200
67歳時	4,436,000	4,214,000	3,897,000	3,485,000	2,978,400	2,376,300
68歳時	4,990,500	4,816,000	4,546,500	4,182,000	3,723,000	3,168,400
69歳時	5,545,000	5,418,000	5,196,000	4,879,000	4,467,600	3,960,500
70歳時	6,099,500	6,020,000	5,845,500	5,576,000	5,212,200	4,752,600
71歳時	6,654,000	6,622,000	6,495,000	6,273,000	5,956,800	5,544,700
72歳時	7,208,500	7,224,000	7,144,500	6,970,000	6,701,400	6,336,800
73歳時	7,763,000	7,826,000	7,794,000	7,667,000	7,446,000	7,128,900
74歳時	8,317,500	8,428,000	8,443,500	8,364,000	8,190,600	7,921,000
75歳時	8,872,000	9,030,000	9,093,000	9,061,000	8,935,200	8,713,100
76歳時	9,426,500	9,632,000	9,742,500	9,758,000	9,679,800	9,505,200
77歳時	9,981,000	10,234,000	10,392,000	10,455,000	10,424,400	10,297,300
78歳時	10,535,500	10,836,000	11,041,500	11,152,000	11,169,000	11,089,400
79歳時	11,090,000	11,438,000	11,691,000	11,849,000	11,913,600	11,881,500
80歳時	11,644,500	12,040,000	12,340,500	12,546,000	12,658,200	12,673,600

※表中の年金額は、受給開始年齢到達日（誕生日の前日の属する月）に繰り上げ請求した減額率により計算しています。

※実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金が減額されます。

$$\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$$